

## 弥彦村住宅リフォーム助成事業Q&A

Q	1	助成対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？	A	1	詳細は、弥彦村役場ホームページの弥彦村リフォーム助成対象工事一覧でご確認ください。
Q	2	交付決定以降の工事である証明はどうすればよいですか？	A	2	着手前の日付入り写真(黒板の日付記載も可)により確認。なお、完了写真も同様とします。
Q	3	上記の着手前写真のない場合は？	A	3	助成申請者および登録施工業者連名の確約書を提出願います。
Q	4	3月中旬までに工事完了や代金の支払い、完了報告書が提出できないときは？	A	4	助成対象外となります。
Q	5	申請工事の延期や金額を変更する場合は？	A	5	変更申請書を提出してください。
Q	6	増築は適用されますか？	A	6	10㎡以下の増築は対象としますが、10㎡を超えるものは対象外とします。
Q	7	施工中の業者の変更について？	A	7	防災むらづくり課のむらづくり係にご相談ください。
Q	8	仮設工事の取り扱い？	A	8	リフォーム工事に必要な仮設工事等は、対象に含まれます。
Q	9	工事内訳書について？	A	9	見積書と相違がなければ見積書でも可能です。
Q	10	工事図面を要しない軽微な場合とは？	A	10	写真等で工事内容が確認できる小規模な場合は省略可能ですが、できるだけ添付願います。
Q	11	申請に関する事項で、工事証明書について？	A	11	村の書式です。登録施工業者が記入します。
Q	12	請求書を申請してから助成金の入金までの期間は？	A	12	おおむね1ヶ月程度です。
Q	13	併用住宅のリフォーム工事の取扱いは？	A	13	併用住宅の場合は住宅部分が対象になります。店舗、事務所等の部分は見積書に対象外工事として記載して、工事対象額から除外して下さい。

※都合により随時項目を追加します。